

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

特定税額控除規定の適用可否		連結事業年度	.	.	法人名	( )
(別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)						
各連結法人における税額控除額の計算	個別所得金額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各連結法人の合計額	連結所得の金額 (別表四の二「55の①」)	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	2				
	取得価額の合計額 (別表六の二(十五)付表「10」の合計)	3			特定事業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	14
	同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	4			調整前連結税額 (別表一の二「2」)	15
	同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	5			総調整前連結税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16
	税額控除限度額 $((4) - (5)) \times \frac{4}{100} + (5) \times \frac{5}{100}$ $+ ((3) - (4)) \times \frac{2}{100}$	6			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(10)の合計)	17
	調整前連結税額基準額 $(16) \times \frac{(1)}{(14)}$	7			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑪」)	18
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	8			法人税額の特別控除額の合計額 $(17) - (18)$	19
	法人税額基準額 (7)と(8)のうち少ない金額)	9				
	当期税額控除可能額 (6)と(9)のうち少ない金額)	10				
	調整前連結税額超過構成額 $(18) \times \frac{(10)}{(17)}$	11				
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(10) - (11)$	12				